

平成30年度 大阪府食品表示ウォッチャー兼推進員募集要項

1. 目的

この要項は、大阪府食品表示ウォッチャー兼推進員設置要領（以下「要領」という。）に基づき、平成30年度大阪府食品表示ウォッチャー兼推進員（以下「ウォッチャー」という。）を募集し選考するために、必要な事項を定める。

2. 応募

(1) 応募資格（要領第3の1）

- ① 満20歳以上の人
- ② 大阪府内に居住又は勤務されている人
- ③ 食品の表示に関心がある人
- ④ 府が開催する食品表示に関する研修に参加できる人
- ⑤ ウォッチャー委嘱後には、大阪府に対し、所定の様式に正確に記入した報告書を期日までに提出できる人（3回 1回につき、3か月分をまとめて報告）



(2) 委嘱予定人数

200名

(3) 応募方法（①又は②のいずれかの方法で応募する。）

- ① 所定の応募用紙に必要事項を記入した上で、郵送又はFAXにより応募する
- ② 府ホームページ（催し・講座・募集）から、インターネットにより応募する
(<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input.do?tetudukiId=2018030026>)

◇応募期間 平成30年4月6日（金）～5月9日（水）【必着】

◇応募先及び問合せ先

〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目

大阪府健康医療部食の安全推進課食品表示グループ

電話：06-6944-6319

FAX：06-6942-3910

E-mail：shokunoanzen-g04@gbox.pref.osaka.lg.jp

3. 委嘱及び委嘱の期間

(1) 委嘱（要領第3の2）

- ・ 応募者多数の場合は、大阪府において、新規応募者を優先的に地域バランス等を考慮した上で選考する。
- ・ 選考結果は、5月30日（水）までに郵送にて通知する。
- ・ 委嘱には、研修会の受講と要領別紙様式2号による同意書の提出が必要。

(2) 委嘱の期間（要領第3の3）

委嘱した日（平成30年7月1日予定）から平成31年3月31日まで

(3) 遵守事項（要領第4の1、2及び第5の1）

- ・ ウォッチャーは、公正中立な立場でモニタリングを行うものとし、その地位を利用して利益や便宜の供与を受けてはならない。
- ・ ウォッチャーは、法律に基づく検査権限等は付与されておらず、販売店での写真撮影、伝票の閲覧の要求、事情聴取など営業妨害や風評被害のおそれがある行動をとってはならない。
- ・ その他、要領第5の1の取消しの基準に該当する場合には、委嘱を取り消す場合がある。

4. 謝金（要領第7）

ウォッチャー活動が確認できた期間について、府から月額1,000円の謝金を委嘱の期間終了後に支払う。ただし、委嘱の期間の途中でウォッチャーを辞任、又は府から委嘱を取り消された場合は、謝金を支払わない。

5. 研修会の開催

府では、ウォッチャーを委嘱する方を対象に、ウォッチャーとして食品表示制度に関する正しい知識を身につけていただくために、研修会を開催する。（なお、交通費については、自己負担とする。）

※過去に食品表示ウォッチャー兼推進員として委嘱された人も研修の受講が必要。

<平成30年度研修会開催日>

*** 研修会につきましては、下記の日程のうち、いずれか一方の研修に参加する。
本研修会を受講できなかった場合は、委嘱できない。**

①平成30年6月7日（木曜日） 午後1時30分から午後3時30分

大阪府新別館 北館4階 多目的ホール（大阪府中央区大手前3-1-43）

<アクセス>

・地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅1A番附近から徒歩約2分

②平成30年6月9日（土曜日） 午後1時30分から午後3時30分

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）2階咲洲ホール

（大阪府住之江区南港北1-14-16）

<アクセス>

・地下鉄中央線「コスモスクエア」駅下車、1番出口から南東へ約700m、徒歩約7分

・ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅下車2番出口から
ATCビル直結徒歩約3分

・ニュートラム南港ポートタウン線「中ふ頭」駅下車1番出口から
ATCビル直結徒歩約5分